

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 大分県地域別説明会

1～3月のいずれかの月の売上げが50%以上減少している事業者は対象となる可能性があります

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令により、宣言地域外の事業者も大きな影響を受けています。国では、宣言区域内の時短営業や外出・移動自粛の影響を受け、売上げが50%以上減少した全国の事業者を対象に、法人最大60万円、個人事業者最大30万円を給付する一時支援金を3月から実施しています。飲食、宿泊などの旅行関連事業者をはじめ、県内でも多くの事業者が対象となり得る制度となっておりますので、その周知を図るための説明会を県内6地域で開催します。

制度について、まだご存じでない事業者や、知ってはいるものの対象になるかわからないという事業者の皆様は、是非この機会をご利用ください。

なお、制度の詳細は次のホームページをご参照ください。 <https://ichijishienkin.go.jp/>

A日程：令和3年5月13日（木）10：30～12：00（受付：10：00～）

【**東部地区**】大分県別府土木事務所大会議室（別府市大字鶴見字下田井14-1）

【**中部地区**】大分県庁本館2階正庁ホール（大分市大手町3-1-1）

【**南部地区**】大分県南部振興局大会議室（佐伯市長島町1-2-1 佐伯総合庁舎内）

B日程：令和3年5月14日（金）13：30～15：00（受付：13：00～）

【**豊肥地区**】大分県豊肥振興局大会議室（竹田市大字竹田字山手1501-2 竹田総合庁舎内）

【**西部地区**】大分県西部振興局大会議室（日田市城町1-1-10 日田総合庁舎内）

【**北部地区**】大分県北部振興局大会議室（宇佐市大字法鏡寺235-1 宇佐総合庁舎内）

（定員）30～40名程度（中部地区のみ100名程度） ※先着順

（講師）経済産業省九州経済産業局中小企業課

※A日程、B日程それぞれ、説明はオンラインにより3会場同時の形式で行う予定です。
あらかじめご了承ください。

【申込方法】《申込期限：5月10日(月)》

①FAXでお申し込みの方 → 下記申込書に必要事項をご記入ください。(FAX:097-506-1754)

②オンラインでお申し込みの方

県庁ホームページ(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14300/ichijishienkin-setsume.html>)

→「申込方法」からオンライン申込フォームに入力

※ 右記QRコードからも申込フォームに直接アクセスできます ⇒



事業者名			希望会場
	役職	氏名	※東部、中部、南部、豊肥、西部、北部のいずれか
参加者1			
参加者2			
電話番号		e-mail	

【お申込み・お問合せ先】大分県商工観光労働部 商工観光労働企画課 宮本（TEL：097-506-3215）
商業・サービス業振興課 椎野、梅木（TEL：097-506-3282）
（FAX：097-506-1754／E-mail：a14160@pref.oita.lg.jp）